

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月28日

【会社名】 川口化学工業株式会社

【英訳名】 Kawaguchi Chemical Industry Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 吉隆

【本店の所在の場所】 〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目8番4号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、下記で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 本社事務所 埼玉県川口市領家4丁目6番42号

【電話番号】 048(222)5171

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 荻野 幹雄

【縦覧に供する場所】 川口化学工業株式会社本社事務所
(埼玉県川口市領家4丁目6番42号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年2月27日に開催しました第116回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年2月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額36,535,875円

ロ 効力発生日

平成30年2月28日

第2号議案 株式併合の件

イ 併合の割合

普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

ロ 効力発生日

平成30年6月1日

ハ 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更します。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（公告方法） 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第5条（公告方法） 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1千株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
（新設）	附則 <u>第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成30年6月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、山田吉隆、山田秀行、荻野幹雄、萱野高志、鎌田明守、安藤博之の6氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、中村一哉、石上尚弘、中西和俊の3氏を選任するものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、海南監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	7,280	15	0	(注)1	可決 96.29
第2号議案 株式併合の件	7,286	9	0	(注)2	可決 96.37
第3号議案 定款一部変更の件	7,289	6	0	(注)2	可決 96.41
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件					
山田吉隆	7,278	17	0	(注)3	可決 96.26
山田秀行	7,286	9	0		可決 96.37
荻野幹雄	7,287	8	0		可決 96.38
萱野高志	7,288	7	0		可決 96.40
鎌田明守	7,287	8	0		可決 96.38
安藤博之	7,288	7	0		可決 96.40
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
中村一哉	7,108	187	0	(注)3	可決 94.02
石上尚弘	7,284	11	0		可決 96.34
中西和俊	7,287	8	0		可決 96.38
第6号議案 会計監査人選任の件	7,284	11	0	(注)1	可決 96.34

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。